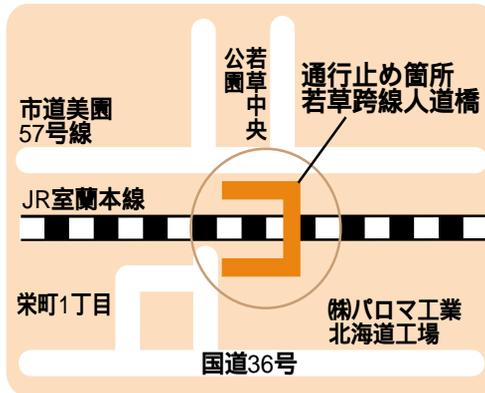


情報あら

跨線人道橋の補修工事による
夜間通行止めのお知らせ

若草跨線人道橋は、補修工事のため夜間通行止めになります。
みなさんのご理解とご協力をお願いします。



期間 7月7日(月)～12日(土) 22時～翌朝7時
場所 若草跨線人道橋(若草町2丁目27先～栄町1丁目15先)
問い合わせ 土木課
(☎853260)

道路改良工事による
通行止めのお知らせ

道路と踏み切りの拡幅工事と橋の架け替え工事のため、次の市道が通行止めとなります。

みなさんのご理解とご協力をお願いします。

市道中央通り
期間 8月1日(金)～11月10日(月)
区間 国道36号交差点(クリンクルセンター前)～北海道ソーダ裏通り踏切
仮歩道を設置しますので、歩行者は通行できます。



市道カルルス路線
期間 8月20日(水)～平成16年4月30日(金)
区間 登別カントリー倶楽部付近～ホテル岩井付近



問い合わせ 土木課

(☎853260)

中小企業経営者のみなさんへ —中小企業特別委託事業の募集について—

市は、緊急地域雇用創出特別対策推進事業の一環として、中小企業などを対象に、市が発注する委託事業の事業計画案を募集します。応募のあった事業計画案は市で審査し、採用した事業については、提案企業に委託します。

なお、この事業は補助金を財源として実施するため、北海道に補助金の交付申請を行い、交付決定後に事業を実施することになります。

応募資格 市内に事業所を有し、次のすべての要件に該当する企業(中小企業等協同組合は含みません)

常用雇用する労働者の数が50人未満の企業であること

3年前から直近の事業年度まで、2年連続売上が減少していること

直近の事業年度の売上高が、3年前に比べ3分の1以上減少していること(直近の事業年度の売上高が、3年前の売上高の66.6%以下)

委託事業を的確に遂行する能力を有すること

事業計画書の要件 市内へのサービス提供を目的とする公共的な事業で、次のすべての要件に該当する事業

建設や土木事業、直接的な収益を見込んだ事業でないこと

雇用や就業機会を創出する効果が高い事業であること

事業費に占める人件費割合が5割を超える事業であること

事業に従事する全労働者数に占める、事業実施に伴い新規に雇用する失業者(新規雇用失業者)数の割合が、おおむね10分の1以上であること

事業で新規雇用する労働者の募集にあたっては、原則として、公共職業安定所への申し込みにより行うこと

労働者を新規雇用する際に、本人に失業者であることの確認を行うこと

事業開始から完了まで(実施予定期間)が6カ月未満の事業であること

平成15年10月から平成16年3月までの期間に実施完了することが可能な事業であること。ただし、事業の特殊性から、この期間内に実施完了することができない場合には、協議により、平成16年4月以降に実施することも可能

事業費については、前年度の売上高を12で除した額に、実施予定期間を乗じて得た額の2分の1を超えないこと

募集期限 7月31日(木)(募集要項と申込書は、商工労政課と登別商工会議所で配付します)

選考方法 書類審査とヒヤリング審査により選考します

申込方法 商工労政課と登別商工会議所に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、必要書類を添付してお申し込みください

詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 商工労政課(☎852171)